

和歌山県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		1.3E-2	2.1E-1	2.8E+1	27.8
64	エトフェンプロックス	1.4E+1	9.7E+0	1.3E+1	2.5E+1	60.9
117	テブコナゾール				3.4E+0	3.4
139	トラロメトリン			2.1E+0	2.2E+0	4.4
140	フェンプロパトリン			1.6E+0		1.6
153	テトラメトリン	1.2E+2	1.2E+1	1.3E+2	1.1E-1	263.3
181	ジクロロベンゼン	2.7E+2	2.7E+2			539.8
225	トリクロルホン		9.6E+0			9.6
251	フェニトロチオン		1.9E+2	1.9E+0		190.6
252	フェンチオン	3.0E+0	7.6E+1	3.0E+0		81.6
256	デカン酸				2.7E+0	2.7
350	ペルメトリン	2.7E+1	5.6E+1	1.8E+1	6.4E+1	164.0
405	ぼう素化合物		1.5E-1	3.1E+1	2.3E+0	33.3
427	カルバリル			1.0E+2		102.0
428	フェノプカルブ			1.0E+1	1.6E+2	173.9
457	ジクロルボス	5.2E+1	8.5E+2			902.5
合 計		4.9E+2	1.5E+3	3.1E+2	2.9E+2	2561.5

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等